

# 広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務仕様書

## 1 業務の名称

広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務

## 2 設置場所

青森県庁正面玄関ホール内 1台  
青森県庁北棟玄関ホール内 1台  
青森県議会棟玄関ホール内 1台

## 3 業務内容

県庁舎案内、行政情報及び広告枠が一体となった案内板（以下、「案内板」という。）を作成・設置及び取扱業務をするとともに、同広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

## 4 案内板の概要

### (1) 案内板本体

①県が指定する規格に収まる大きさとする。

県庁正面玄関ホール（横幅約3,270 mm、高さ約2,300 mm、奥行き約800 mm）

県庁北棟玄関ホール（横幅約3,270 mm、高さ約2,300 mm、奥行き約800 mm）

県議会棟玄関ホール（横幅約2,370 mm、高さ約2,300 mm、奥行き約800 mm）

※キャスター付き 転倒防止等措置を講ずること。

②広告枠は、全体面積の概ね30%以下とすること。（県議会棟案内板は広告なしとする。）

③各玄関ホール全体の雰囲気考慮した色合い、デザインとすること。

④電気を使用する場合には、省電力タイプを使用し、電源の投入・遮断が容易に行うことができるものとする。

### (2) 掲出内容

①掲出内容は県庁舎案内、行政情報等及び広告とすること。なお、詳細は契約後決定すること。

②掲出情報は、1年度に1回更新すること。

③県庁舎案内は、必要に応じて修正を指示する場合があること。

④ユニバーサルデザインに配慮した表示とすること。

⑤広告内容については、青森県広告掲載要綱及び青森県広告掲載基準を遵守し、広告掲出前に県の事前審査を受けること。

⑥広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。

⑦掲出内容は、多言語表示（日本語及び英語等）に努めること。

⑧青森県全図及び県庁周辺図を表示する場合は、色覚に障がいのある者に対応した地図とすること。また、携帯電話（モバイル）との連携ができるようにすること。

### (3) 設置運用

①案内板は、キャスター付きとするが、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講ずること。

②案内板の制作及び設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、取扱業務者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議の上許可を得て実施すること。

③工事は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。

④破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を取扱業務者の責任と負担において行うこと。

(4) その他

- ①当案内板が広告事業の一環として実施していることが分かるような記載を行うこと。
- ②広告に関する一切の責任は取扱業務者にある旨の記載を行うこと。
- ③案内板の掲出内容に係る問合せ先は取扱業務者である旨の記載を行うこと。
- ④青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準を厳守すること。
- ⑤その他、契約書に記載する条件等を遵守すること。

5 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県と設置・取扱業務者が協議の上決定する。